

学校法人玉田学園 役員報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人玉田学園（以下「本学園」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関する事項を定める。

(常勤・非常勤の区分)

第2条 役員とは、私立学校法第35条及び第38条ならびに学校法人玉田学園寄附行為第5条に定める役員であって、この法人における勤務の常態によって常勤と非常勤を区分する。

2 常勤の役員とは、本学園の経営ならびに教学上の運営に常態として携わる者をいう。

3 非常勤の役員とは、理事会、監事会等への出席及び監事監査ならびに理事長からの依頼で特別な業務に係るなど必要に応じて携わる常勤の役員以外の者をいう。

(報酬等の内容)

第3条 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

2 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、日当及び宿泊料）及びその他職務執行上必要な経費をいう。

(報酬額)

第4条 常勤の役員には、前条の報酬等を支給する。報酬額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の常勤の役員のうち本学園の専任教職員としての給与が支給されている者についても別表第1のとおり支給する。

3 前項以外の非常勤の役員については、別表第2を適用する。

4 同条第1項（別表第1）及び第3項（別表第2）の支給額については、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(賞与・支給方法)

第5条 前条第1項及び第2項に定める役員には、賞与を支給する。賞与の額及び支給方法は、本学園法人本部専任事務職員に準ずる。

(退職慰労金)

第6条 第4条第1項及び第2項に定める役員が退職したときには、退職慰労金を支給する。退職慰労金の額及び支給方法は、学校法人玉田学園役員退職慰労金規程に準じて支給する。

(費 用)

第7条 役員が公務で出張する場合は、学校法人玉田学園旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 第4条第1項及び第2項に定める役員に就任した者には、就任日から報酬を支給する。

2 前項の役員が退任し、または解任された場合は、原則としてその月分の報酬全額を支給する。

3 就任日が月の途中である場合の報酬額については、原則としてその月分の報酬全額を支給する。

(公表)

第9条 この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議を経るものとする。

(附則)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 常勤の役員の報酬額

区 分	報酬額（円）	支給単位
理 事 長	1, 000, 000	月 額
副 理 事 長	20, 000 ～ 100, 000	月 額
常 勤 理 事	20, 000	月 額

別表第2 非常勤の役員の報酬額

区 分	報酬額（円）	支給単位
非常勤理事	20, 000 ～ 200, 000	月 額
監 事	20, 000 ～ 200, 000	月 額

※役員でない評議員についても評議員会に出席の際は 10, 000 円（手取額）を支給する。

また、交通費については実費相当額を支給する。

なお、本学園の専任教職員としての給与が支給されている者については、この規程による報酬を重ねて支給しない。

学校法人玉田学園 役員退職慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人玉田学園の常勤の理事及び常勤の監事（以下「常勤役員」という。）がその職を退任した場合に理事会の決議に基づき支給すべき退職慰労金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金支給の条件)

第2条 退職慰労金は、常勤役員が次の各号の1に該当するときこれを支給する。

- (1) 役員が任期満了により退職したとき
- (2) 役員がやむを得ない事情と認められた退職のとき

(在職期間の計算)

第3条 常勤役員の在職期間の年数については、任命の年から起算するものとし1年に満たない端数が生じたときは1年とする。

(退職慰労金の額)

第4条 退職慰労金の額は、在職1年につき退職日におけるその者の役員報酬額（年額）に100分の10を乗じて得た金額とする。

(退職慰労金の支給)

第5条 退職慰労金は、法令によるものをその退職慰労金から控除し、その残額を本人に支給する。ただし、本人が死亡した場合には、その遺族に支給する。

(退職慰労金の支給時期)

第6条 退職慰労金は、原則として退職後、2月以内に支払うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。